

公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、平成 15 年度包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、長野県知事及び長野県公安委員会から次のとおり通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成 16 年 8 月 30 日

長野県監査委員 丸山 勝司
同 樽川 通子
同 東方 久男
同 木下 茂人

長会発第 137 号
平成 16 年 4 月 23 日

長野県監査委員 様

長野県公安委員会

平成 15 年度包括外部監査に係る措置について（通知）

平成 16 年 3 月 22 日付けで包括外部監査人廣田達人氏から提出のあった、平成 15 年度包括外部監査の結果に関する報告（及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見）に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により通知します。

記

- 1 監査の対象となった事件名
人件費及び関係諸費の事務
- 2 措置の内容

（ 1 ） 監査結果（主に是正改善に係る事項）

事項	監査結果（要旨）	措置の内容
ア 超過勤務手当の支給について（2-3）	超過勤務手当のより適正な支給に向けての改善は着実に進んでいるものの手当の支給は、一般的には、その必要性を客観的に評価することが難しい場合が多く、管理を緩めれば自然的膨張を許す性質のものであると考えられる。職員本人が職員一般の能力に照らして、超過勤務の必要性があるかどうかについて十分に吟味しているかどうか、さらに、上司もまたその勤務内容や必要性について十分に吟味しているかどうか、両方の視点から超過勤務の必要性が検討されなければならない。	事件事故発生時の超過勤務については、他動的な原因により義務として行わざるを得ず、24 時間発生する事象に対応するためには、必要性を吟味するまでもなく、人手が不足するという検討の余地のない状況も生じている。 一般行政事務執行時における超過勤務の必要性については、命令及び結果の検証の都度、上司が十分吟味しており、今後ともより一層必要性を厳格に吟味し、適正な支給に努めることとする。

	<p>必要な超過勤務に対しては、適切な手当が支給されなければならないが、不要の超過勤務に対しては徹底してこれを防止し、発生した超過勤務に対しては、事後においてもある程度の客観的な検証が可能となるよう、超過勤務の手続、さらには、定時時間内の勤務記録の管理を含めて、改善の検討を続けることが必要である。</p>	<p>必要な超過勤務に対しては、適正な支給がなされるよう、予算確保に努めるとともに、加重な超過勤務を抑止するため、人員確保に努める。また、不要な超過勤務の発生を防止するため、より一層の適切な業務管理及び勤務管理を徹底するとともに、業務改善等を積極的に推進し、公務能率の向上を図ることとする。</p>
--	---	---

16 道建第 27 号
平成 16 年（2004 年）5 月 24 日

長野県監査委員 様

長野県知事 田中 康夫

平成 15 年度包括外部監査に係る措置について（通知）

平成 16 年 3 月 22 日付けで包括外部監査人廣田達人氏から提出のあった、平成 15 年度包括外部監査の結果に関する報告（及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見）に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により通知します。

記

- 1 監査の対象となった事件名
消費税申告の事務
- 2 措置の内容

事項		監査結果（要旨）	措置の内容
(1) 長野県道路 公社(2-2-4)	ア 課税売上の計上漏れ (2-2-4-1)	集計ミスによる課税売上の計上漏れにより消費税の過小申告があり、修正申告を行う必要がある。	平成 16 年 2 月 26 日、長野税務署長に対し消費税の修正申告を行い、同日、不足税額を納入した。

16 産技第 141 号
平成 16 年（2004 年）6 月 17 日

長野県監査委員 様

長野県知事 田中 康夫

平成 15 年度包括外部監査に係る措置について（通知）

平成 16 年 3 月 22 日付けで包括外部監査人廣田達人氏から提出のあった、平成 15 年度包括外部監査に

関する報告（及び監査の結果に関する報告に添えて提出する意見）に基づき、下記のとおり講じた措置について、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により通知します。

記

第 1 監査の対象となった事件名

消費税申告の事務

第 2 措置の内容等

1 財団法人長野県テクノ財団（商工部）

事項		監査結果（要旨）	措置の内容
(1) 財団法人長野県テクノ財団(2-2-5)	ア 特定収入における調整割合の計算誤り (2-2-5-1)	課税売上割合が95パーセント未満であり、本則課税方式を適用し、一括比例配分方式を選択している事業者である。また、特定収入割合が5パーセント超であるため、調整割合による調整が必要となるが、この算出の仕方に誤りが見られた。	誤りのあった箇所を修正の上、適正な調整割合を算出し直した。
	イ 調整割合を積算させる特定収入の集計誤り (2-2-5-2)	「課税仕入れにのみ用途が特定された特定収入以外の特定収入」を「課税仕入れ等にのみ用途が特定されている特定収入」と合わせて消費税調整額を計算している。 以上をふまえ、過大納付分の更正の請求を行うべきである。	「課税仕入れ等にのみ用途が特定されている特定収入」と「課税仕入れにのみ用途が特定された特定収入以外の特定収入」の区分を見直すとともに、減額調整額の算出方法の誤りを修正した。 以上の修正により、長野税務署長に対し更正の請求を行った。

監査委員事務局